

2026 年 11 月号

『改正食品関連法規解説 2026』

― 改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ 41 ―

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

＜はじめに＞

今月は最初に行政からの緊急案件の周知徹底事案として、冬期に猛威を振るうノロウイルスに対しての食品事業者向けの食注意喚起についての事務連絡を解説。その後に令和 8 年（2026 年）9 月 25 日から 10 月 22 日の期間に公布・改正された主な食品関連法規について解説（一部抜粋・省略・加工）します。

事務連絡:ノロウイルスによる食中毒の予防についての抜粋

令和 8 年 10 月 20 日

例年、ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発し、昨年は年間の食中毒患者数の 7 割以上を占め、食中毒予防の観点から重要な問題となっている。ノロウイルスによる食中毒の約 8 割は、調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認等、調理従事者の衛生管理を徹底することが予防対策として重要。「ノロウイルスによる食中毒予防について」（令和 7 年 10 月 16 日付け健生食監発 1016 第 1 号）に基づく、自治体からの報告によると、発生原因として食品取扱者の手洗いの実施等が不十分であった事例が半数以上を占めた。また、ノロウイルスによる食中毒事例では、発生原因として嘔吐・下痢等の症状のない調理従事者を介した事例も継続して報告されている。

ついては、冬期に流行するノロウイルスによる食中毒の発生防止のため、流行時期の前から、大量調理施設、特に食中毒が発生した場合に大規模化しやすい飲食店（弁当、仕出し、旅館、ホテル）、集団給食施設等に対し、調理従事者が既にノロウイルスに感染していることを想定して、手洗いの徹底、体調に関する正確な自己申告、ノロウイルスを含めた検便の実施等の積極的な衛生管理の実施が強く求められています。

（参照）「食の安心・安全情報」2026 年 2 月号『緊急案件としてのノロウイルス食中毒解説』

292.「果実酒等の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件」（国税庁告示第 24 号）告示、「果実酒等の製法品質表示基準」（平成 27 年国税庁告示第 18 号）改正（令和８年９月 25 日）

【主な改正の内容】

国税庁告示第 24 号は、果実酒等の製法品質表示基準の一部を改正するもの。



酒税法第 3 条第 3 号ハの「その他の発泡性酒類」の定義において、平成 29 年の酒税法の改正によりアルコール分が 10 度未満から 11 度未満に改正され、経過措置期間の令和 8 年 9 月 30 日までは改正前の 10 度未満のまま取り扱うこととされてきたが、経過措置期間の終了に伴い、「果実酒等の製法品質表示基準」において、「発泡性を有する果実酒等」のアルコール分については、「10 度未満」から「11 度未満」に改正。**【適用期日】令和８年 10 月１日**

293.「障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格」の一部を改正、生産行程管理者の認証の技術的基準等に関する改正の告示（令和８年９月 29 日）

【主な改正の内容】

１）ノウフク加工食品の要件として、ノウフク生鮮食品に加え、ノウフク加工食品を原材料とすることが可能となった。

2）表示に係る規定から、以下の表示義務規定が削除された。

・ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨

・ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合

【施行期日】令和８年 10 月 29 日

294.「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布、「食品表示基準」改正。また、通知「食品表示基準について」及び「食品表示基準Ｑ＆Ａ」も改正（令和８年 10 月１日）

【内閣府令「食品表示基準」の主な改正の内容】

別表第 11 に規定される栄養機能食品の基準について、以下の改正が行われた。

１）栄養成分の下限値・上限値の見直しが行われた。

２）「栄養成分の機能」において、文末表現が「栄養素です。」から「栄養素のひとつです。」に変更された。

３）「摂取をする上での注意事項」において、特定の栄養成分に対する注意事項であることを明確にする観点から、栄養成分名が明記された。

栄養機能食品の下限値・上限値の改正概要

栄養成分	下限値		上限値	
	現行	改正後	現行	改正後
n-３系脂肪酸	0.6 g	0.6 g	2.0 g	2.0 g
亜鉛	2.64 mg	2.55 mg	15 mg	17 mg
カリウム	840 mg	840 mg	2,800 mg	2,800 mg
カルシウム	204 mg	210 mg	600 mg	600 mg
鉄	2.04 mg	1.95 mg	10 mg	10 mg
銅	0.27 mg	0.24 mg	6.0 mg	4.6 mg
マグネシウム	96 mg	96 mg	300 mg	320 mg
ナイアシン	3.9 mg	3.9 mg	60 mg	60 mg
パントテン酸	1.44 mg	1.65 mg	30 mg	30 mg
ビオチン	15 μg	15 μg	500 μg	500 μg

栄養成分	下限値		上限値	
	現行	改正後	現行	改正後
ビタミンA	231 μg	231 μg	600 μg	600 μg
ビタミンB_1	0.36 mg	0.30 mg	25 mg	25 mg
ビタミンB_2	0.42 mg	0.42 mg	12 mg	12 mg
ビタミンB_6	0.39 mg	0.39 mg	10 mg	10 mg
ビタミンB_{12}	0.72 μg	1.20 μg	60 μg	60 μg
ビタミンC	30 mg	30 mg	1,000 mg	1,000 mg
ビタミンD	1.65 μg	2.70 μg	5.0 μg	5.0 μg
ビタミンE	1.89 mg	1.95 mg	150 mg	150 mg
ビタミンK	45 μg	45 μg	150 μg	150 μg
葉酸	72 μg	72 μg	200 μg	200 μg

１日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分量は、定められた下限値・上限値の範囲内にある必要がある。

現行から増える値：赤字　現行から減る値：青字

【施行期日】令和８年 10 月１日

【経過措置】令和 12 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、改正後の食品表示基準別表第 11 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

＜通知「食品表示基準について」の主な改正内容＞

食品表示基準の改正を受け、（加工食品）「４　任意表示」の「(１)栄養機能食品に係る栄養成分の機能」において、「栄養成分の機能」及び「摂取をする上での注意事項」に関する表示例が改正された。

・・・・・「食品表示基準について」（新旧対照表）からの一部抜粋・・・・・

４　任意表示　（１）栄養機能食品に係る栄養成分の機能

① 表示内容の主旨が同じものであっても食品表示基準別表第 11 で定める栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項に変化を加えたり、省略したりすることは認められない。

　なお、一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項を表示する際、当該栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項が同一の場合にはまとめて記載しても差し支えない（例１及び例２）。また、一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能があり、かつ、文末表現が同一の場合は、次のようにまとめて表示することで差し支えない（例３）。

（例１）一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する場合（パントテン酸、ビタミン B１及びビタミン B2 の栄養機能食品の例）

パントテン酸、ビタミン B1 及びビタミン B2 は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。ビタミン B2 は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。

（例２）一つの食品で二つ以上の栄養成分について摂取をする上での注意事項を表示する場合

（ｉ）ビタミン A、ビタミン C 及びビタミン K の栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタミン A の過剰摂取にならないよう注意してください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。

（ⅱ）亜鉛及びマグネシウムの栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。

（例３）一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能がある場合（ビタミン C の栄養機能食品の例）

ビタミン C は、抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。ビタミン C は、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助けるとともに、鉄の吸収を助ける栄養素です。

・・・・・略・・・・・

＜「食品表示基準Ｑ＆Ａ」の主な改正内容＞

第７条関係（特色のある原材料等に関する事項関係）の Q&A（加工－203）において、「特色のある原材料」に該当する「銘柄名、ブランド名、商品名」として、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づき地理的表示（GI）の名称登録がなされた産品が含まれることが明記。

・・・・・「食品表示基準 Q&A」（新旧対照表）からの一部抜粋・・・・・

２　「銘柄名、ブランド名、商品名」とは、

①「松阪牛」「かごしま黒豚」「越前がに」「宇治茶」「金華ハム」など、生産地や製法等について、独自の基準や地域に伝わる製法等に合致したものについて、一般的名称に地域名等の特色のある用語を冠するなどにより、一般的名称のものと差別化されているもの（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づき地理的表示（GI）として名称が登録された産品を含む。）

②市販されている商品の商品名（一般的名称のものを除く。）を指します。３（略）

４　２①の地理的表示（GI）保護制度に関しては農林水産省が所管していますので、登録内容、GI マークの使用方法、その他 GI 保護制度上の取扱いについては、農林水産省にお問合せください。

【参考】https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/

・・・・・略・・・・・

295.「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」第６版が公表（令和８年 10 月１日）

【主な改訂の内容】

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」や、通知「食品表示基準について」の一部改正について」を踏まえ、「２．栄養機能食品」において以下の整理が行われた。

●「栄養機能食品における義務表示事項」の表の整備からの抜粋

第2-2　栄養機能食品

（2）栄養機能食品における義務表示事項

番号	義務表示事項	留意事項
1	栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称	「栄養機能食品（○○）」と表示する（○○は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB_1・ビタミンB_2」等の栄養成分の名称とする。）。
2	栄養成分の機能	食品表示基準別表第11第3欄に掲げる事項を表示する。表示内容の主旨が同じものであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められない。
3	一日当たりの摂取目安量	当該摂取目安量に含まれる食品表示基準別表第11第1欄に掲げる栄養成分の量が、同表第2欄及び第4欄に定められた下限値・上限値の範囲内にある必要がある。
4	摂取の方法	当該食品における摂取の方法を消費者が理解しやすい文言で表示する。
5	摂取をする上での注意事項	食品表示基準別表第11第5欄に掲げる事項を記載する。表示内容の主旨が同じものであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められない。
6	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
7	消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨	「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。
8	一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合	一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行う栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合を表示する（20頁「栄養素等表示基準値」参照）。
9	栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言	「栄養素等表示基準値（18歳以上、基準熱量2,200kcal）」その他これに類する文言を表示する。
10	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては、当該注意事項	表示を行う場合、消費者が理解しやすいような文言で表示する。
11	特定の対象者に対し注意を必要とするものにあっては、当該注意事項	疾病により栄養代謝に変化が生じ、健康な者と同等の栄養成分の機能が得られないようなもの、妊産婦や乳幼児等、特定のライフステージにある者について摂取量に注意が必要なものについて、その旨を表示する。例えば、グレープフルーツ（ジュース）は、カルシウム拮抗薬の効果を増強する可能性がある等の表示が考えられる。

●パッケージ表示《例》の変更

・・・・略・・・・・

●「１つの食品で２つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する場合」等の表示例の変更など

・・・・・抜粋・・・・・

食品表示基準別表第 11 に掲げられた栄養成分の機能及び摂取をする上での注意事項は、表示内容の主旨が同じものであっても、変化を加えたり、省略したりすることは認められません。なお、一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項を表示する際、当該栄養成分の機能や摂取をする上での注意事項が同一の場合にはまとめて記載しても差し支えありません（例１及び例２）。また、一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能があり、かつ、文末表現が同一の場合は、次のようにまとめて表示することで差し支えありません（例３）。

《例１》一つの食品で二つ以上の栄養成分について栄養成分の機能を表示する場合（パントテン酸、ビタミン B1 及びビタミン B2 の栄養機能食品の例）

パントテン酸、ビタミン B1 及びビタミン B2 は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。ビタミン B2 は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素のひとつです。

《例２》一つの食品で二つ以上の栄養成分について摂取をする上での注意事項を表示する場合

（ｉ）ビタミン A、ビタミン C 及びビタミン K の栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は、ビタミン A の過剰摂取にならないよう注意してください。血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。

（ⅱ）亜鉛及びマグネシウムの栄養機能食品の例

本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。

《例３》一つの栄養成分に二つ以上の栄養成分の機能がある場合（ビタミン C の栄養機能食品の例）

ビタミン C は、抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。ビタミン C は、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助けるとともに、鉄の吸収を助ける栄養素です。

・・・・・略・・・・・

296.「食用塩の表示に関する公正競争規約」「食用塩の表示に関する公正競争規約施行規則」が改正（令和８年 10 月 16 日）

【主な改正の内容】

１）食品表示基準との整合性のための改正（栄養成分及び熱量の表示規定等）。

２）表示禁止事項として、「自己の供給する食用塩の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である表示」、「一般消費者の商品選択を誤認させるおそれがある『無添加』の表示」が追加された。

３）その他、語句の整理等、所要の整備が行われた。

【施行期日】令和８年 10 月 16 日

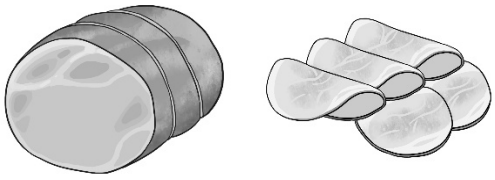
＜公正競争規約の一部変更について＞ 認定日：令和８年９月 11 日

（1）「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和５年３月 28 日内閣府告示第 19 号）の内容を規定する
（2）食用塩の栄養成分表示について、食品表示基準の規定に整合させる変更を行うとともに、「低ナトリウム塩」の栄養成分表示の規定を栄養強調表示の規定に改める
（3）不当表示の類型に、一般消費者の商品選択を誤認させるおそれがある「無添加」の表示を新設する
（4）一般社団法人となったことに伴い、条項中の食用塩公正取引協議会の名称を一般社団法人食用塩公正取引協議会に改める

＜公正競争規約施行規則の一部変更について＞承認日：令和８年９月 11 日

（1）「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和５年３月 28 日内閣府告示第 19 号）の内容を規定する
（2）「低ナトリウム塩」の栄養成分表示の規定を食品表示基準第７条の規定に基づく栄養強調表示の規定に改める
（3）不当表示の類型に「単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示」のほか２つを掲げていたものを「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」（「食品表示基準Ｑ＆Ａについて」（平成 27 年消食第 140 号）別添）を踏まえ、10 の類型に拡充する
（4）運用基準を設ける根拠規定となる、細則等の制定等に関する規定を新設する
（5）条項中に引用している法令に法律番号、条項番号、省令名がないものを補完し、食用塩公正取引協議会の名称を一般社団法人食用塩公正取引協議会に改めるなどするほか、公正マークの表示方法を改める

297.「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約施行規則」が改正（令和８年 10 月 19 日）



©ｍｉｚｕｈｏ.デザインオフィス

【主な改正の内容】

１）表示禁止事項として、「事業者が自己の供給するハム・ソーセージ類の取引の表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング）」が追加された。

２）食品表示基準との整合性のための改正（でん粉含有率、殺菌方法等の表示規定の調整）が行われた。

３）その他、語句の整理等、所要の整備が行われた。

【施行期日】令和８年 10 月 19 日

＜公正競争規約の変更概要＞認定日：令和８年９月 14 日

（1）ステルスマーケティング告示の趣旨を不当表示の類型に加える
（2）必要な規定の整備を行う

＜公正競争規約施行規則の変更概要＞承認日：令和８年９月 14 日

（1）ステルスマーケティング告示の趣旨を不当表示の類型に加える
（2）義務的表示事項の一部を任意表示事項に改める
（3）食品表示基準の令和８年４月改正を踏まえ、食品の定義を改めるほか、規約体系独自の定義を新設等する
（4）必要な規定の整備を行う

298.「食酢の表示に関する公正競争規約」「食酢の表示に関する公正競争規約施行規則」が改正（令和８年 10 月 20 日）

【主な改正の内容】

１）「醸造酢の混合割合」と「希釈倍数」が「特定事項」（任意表示）に変更。

２）食品表示基準との整合性のための改正（添加物「氷酢酸」「酢酸」の表示規定、文字の大きさの規定等の削除）が行われた。

３）その他、語句の整理、条ずれへの対応等、所要の整備が行われた。

【施行期日】令和８年 10 月 20 日

＜公正競争規約及び同施行規則の一部変更＞認定日、施行規則承認日：令和８年９月 15 日

（１）醸造酢の混合割合及び希釈して使用する食酢の希釈倍数に関する表示義務を削除する
（２）混合割合又は希釈倍数を表示する際は、一般消費者が認識しやすい箇所に表示されるよう基準を設ける
（３）容器包装に表示する文字の大きさや添加物の表示について、食品表示基準でルールが担保されていることを踏まえ、詳細な規定を削除する
（４）必要な規定の整備を行う**(規約、施行規則とも変更内容は同じ)**

299.「有機藻類の日本農林規格」、および生産行程管理者の認証の技術的基準等に関して改正された。（令和８年 10 月 22 日）

【主な改正の内容】

１）養殖場における転換期間は「藻類の生育期間のうち、養殖場における養殖期間」を根拠とすることが明確化された。

２）養殖場ごとに定める藻類の最大の密度の例として、「自治体又は水産試験場によって指導又は推奨された養殖密度」が追加された。

３）「新規の養殖場（又は採取場）」の条件が変更され、これまで養殖（又は採取）を行っていないところで新たに養殖（又は採取）を始める場合にのみ環境影響評価を行うこととした。

４）機器及び施設の清掃、有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用できる資材として、「次亜塩素酸水」、「次亜塩素酸ナトリウム（食塩水を電気分解したものに限る）」が追加された。

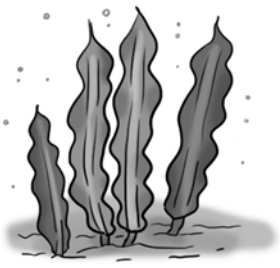
【施行期日】令和８年 11 月 21 日

＜有機藻類（Organic algae）の日本農林規格からの一部抜粋＞

3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 藻類

海水、汽水又は淡水で生産される藻類（植物プランクトンを含む。）



©ｍｉｚｕｈｏ.デザインオフィス

4 有機藻類の生産の原則

有機藻類は、水環境の維持増進を図るため、次のいずれかに従い生産する。

a) 養殖場において、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産する。

b) 採取場において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法によって採取する。

5 生産の方法

5.1.1 藻類は、使用禁止資材に汚染されないよう管理されなければならない。

5.1.2 藻類の養殖又は採取に使用されるロープ等の漁具は、可能な限り繰り返し使用可能なものでなければならない。

5.1.3 付着生物の除去は、物理的手段又は手作業で行わなければならない。除去した付着生物は、必要に応じて、管理する区域外の場所に移さなければならない。

5.2 養殖場

5.2.1 養殖場は、使用禁止資材による汚染を防止するために必要な措置を講じているものであり、5.1～5.8 に適合しない養殖場及び採取場と明確に分離されていなければならず、かつ、次の期間において 5.1、5.2.2、5.2.3 及び 5.4～5.7 に従って管理されていなければならない。なお、陸上養殖のうち、排水及び洗浄され、使用禁止資材による汚染がない施設を利用した生産にあってはこの限りではない。

a) 生育期間のうち、養殖場における養殖期間が 6 か月未満の藻類にあっては、収穫前 6 か月以上の間

b) 生育期間のうち、養殖場における養殖期間が 6 か月以上の藻類にあっては、収穫前、当該藻類の養殖場における養殖期間以上の間

注記 明確に分離されている状態として養殖場間の距離による分離、潮流による分離、水分配システムによる分離等が考えられる。

5.2.2 養殖場ごとに環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大の密度が定められていなければならない。

注記 最大の密度は、持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画の養殖密度、自治体又は水産試験場によって指導又は推奨された養殖密度等が考えられるが、これに限らない。

5.2.3 年間 20t 以上の藻類を養殖する新規の養殖場（5.1～5.8 に従った管理を始める前に藻類の養殖を行っているものを除く。）は、その養殖による影響について、環境影響評価が行われていなければならない。

注記 環境影響評価には、公益社団法人日本水産資源保護協会が定めた水産用水基準への適合、良好な環境が維持されていることを全窒素、COD、pH 等の適切な指標を用いてモニタリングすること等が考えられる。

・・・・・

5.9.2 機器及び施設の清掃、有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によらなければならない。ただし、5.1.1 にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法によっては効果が不十分な場合には、表 A.1 の調製用等資材を使用してよい。

箇条 5 に規定されている調製用等資材を表 A.1 に示す。

表 A.1－調製用等資材

調製用等資材	基準
次亜塩素酸水	－
次亜塩素酸ナトリウム	食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解したものに限ること。

・・・・・

6 表示

6.1 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 2 条第 1 項第 2 号の生鮮食品に分類される有機藻類の名称の表示は、次のいずれかによる。b)～d)のいずれかの表示を行う場合は、“○○”には、当該藻類の一般的な名称を記載しなければならない。

a) “有機藻類”

b) “有機藻類○○”又は“○○（有機藻類）”

c) “有機○○”又は“○○（有機）”

d) “オーガニック○○”又は“○○（オーガニック）”



©ｍｉｚｕｈｏ.デザインオフィス

注記 a)の表示を行う場合、その他の名称の表示については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。・・・・・以下略・・・・・

つづく

参考文献：消費者庁、農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会、環境省、（一社）公正取引協議会、国税庁、中央法規（株）イラスト：ｍｉｚｕｈｏ.デザインオフィス（イラストは転載禁止）